

平成 2 8 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 1 2 月 2 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 8 年 1 2 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日	午前 1 0 時 5 5 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 8 年 1 2 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 8 年 1 2 月 2 日	午後 2 時 5 5 分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	池 田 健 一 郎	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	古 越 弘	出 席

会議録署名議員	8番 仁科英一
	9番 茂木勲

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	木内一徳
局長補佐兼係長	古越光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木祐司	副町長	渡辺晴雄
教 育 長	櫻井雄一	会計管理者	内堀淳志
総務課長	尾台清注	教育次長	内堀岳夫
企画財政課長	荻原春樹	保健福祉課長	古畑洋子
町民課長	荻原浩	建設水道課長	大井政彦
産業経済課長	平林正枝	税務課長	相澤昇
消 防 課 長	大井睦雄		
議 事 日 程	別紙		
議長 の 諸 報 告	別紙		
会 議 事 件	別紙		
会 議 の 経 過	別紙		

第 4 回 定例会 会議録

平成 28 年 12 月 2 日 (水)

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（古越 弘君） おはようございます。これより、平成 28 年第 4 回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側も、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

○議長（古越 弘君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 書類番号 1 をご覧ください。

諸般の報告。平成 28 年 12 月 2 日。

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 20 件・報告 2 件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情 1 件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、池田るみ議員他 6 名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは監査委員の定期監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、

この場においては省略させていただきます。以上です。

○議長（古越 弘君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（古越 弘君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） おはようございます。それでは報告いたします。

去る11月25日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成28年第4回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案20件、報告2件の計22件であります。一般質問の通告者は7名であります。9月定例会以降提出された陳情が1件あり、受理しました。

これにより、会期は本日より12月12日までの11日間とすることに決定しました。

次に、審議日程については、書類番号1をご覧ください。23ページになります。

平成28年第4回御代田町議会定例会 会期及び審議予定。

第 1 日目	12月 2日	金曜日	午前10時	開会	諸般の報告 会期の決定 議事録署名人の指名 町長招集のあいさつ 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日目	12月 3日	土曜日			議案調査
第 3 日目	12月 4日	日曜日			議案調査
第 4 日目	12月 5日	月曜日	午前10時	一般質問	

第 5 日目	1 2 月 6 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	1 2 月 7 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	1 2 月 8 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	1 2 月 9 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月 1 0 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	1 2 月 1 1 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	1 2 月 1 2 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

2 4 ページになります。

常任委員会、開催日程。

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 7 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 2 月 8 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

1 2 月 7 日 水曜日 午前 1 0 時 議場

1 2 月 8 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

続いて、全員協議会開催日程でございます。

1 2 月 9 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

以上で説明を終わります。

○議長（古越 弘君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より
1 2 月 1 2 日までの 1 1 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 1 2 月 1 2 日までの 1 1 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（古越 弘君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において

8番 仁科 英一議員

9番 茂木 勲議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（古越 弘君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄、大変お忙しい中にも関わらず、ご出席を賜り、議会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会に提案をさせていただいております案件は、専決処分事項の報告2件。事件案3件、条例案11件、補正予算案6件、報告事項2件の計22件です。専決処分事項の報告2件につきましては町道における事故が2件発生しましたが、この事故に係る損害賠償について、10月25、26日付で専決処分させていただきました。

事件案3件につきましては、佐久地域定住自立圏形成協定に新たに3項目が追加されることによるものです。また、大字茂沢の大字境の変更については、地図の正確性を期し、固定資産税課税台帳の整備のために変更するものです。森泉山財産組合の規約の変更については合筆が行われていたものを現地番に修正するものです。

条例案の11件につきましては、一般職の職員の給与に関する条例ほか2件は、人事委員会勧告を受けての一部改正です。監査委員報酬の見直しによる特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、新たに農地利用適正化推進委員及び地域おこし協力隊員を追加し、この改正にあわせ、条例の見直し、統廃合を行うものです。

次に、御代田町町税条例及び御代田町国民健康保険税条例の一部改正案につきましては、税法改正に伴う一部改正案です。マイナンバーカードを利用して、コンビニで印鑑証明を交付できるようにするため、御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正をお願いしました。御代田町保育料徴収条例の一部改正と御代田町面替区地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定と、御代田町工業振

興条例の一部改正につきましては、町の政策としての一部改正及び制定条例となります。条例案の最後となります御代田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員及び新たに農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものです。

次に平成28年度一般会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ10億8,100万円を減額し、合計で66億2,611万円とするものです。歳入については、徴税の固定資産税で土砂法適用により、減免となる土地の増、太陽光発電施設や大雪被害によるハウスなどの見込み数の減などから、土地、家屋、償却資産、あわせて1,072万円を減額するものです。

国の第2次補正予算成立を受けて内示のあった、社会資本整備総合交付金など、国庫支出金で、9,837万円。担い手確保・経営強化支援事業補助金など、県支出金で914万円の増額、ふるさと納税の増加を見込み、寄付金752万円の増額を計上しました。また、役場庁舎建設工事の本年度支払限度額が確定したことなどから、基金繰入金を4億8,959万円減額、あわせて庁舎建設工事の町債借入を取りやめたことなどから、町債で6億9,870万円の減額を計上しました。

歳出の主な内容は、総務費で庁舎建設工事費13億138万円を減額、ふるさと納税特典事業委託料457万円の増額、衛生費では新クリーンセンター建設事業関連である面替地区地域振興基金積立金、7,000万円を計上しました。また、土木費では内示のあった都市再生整備計画事業として、9,728万円を増額しました。

これにより、上小田井雪窓線、児玉荒町線の2路線は計画区間の事業が完了となります。特別会計では、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計における保険給付費の増額などにより、4会計で総額7,434万円の増額補正をお願いいたしました。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりの採決をいただきますよう、お願い申し上げます。第4回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） これより、議案を上程します。

――日程第5 報告第8号 専決処分事項の報告について――

○議長（古越 弘君） 日程第5 報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） おはようございます。

議案書3ページをお開きください。

報告第8号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

次の4ページをご覧ください。

専第15号 専決処分書。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、町道向原7号線での人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成28年10月25日 専決

御代田町長 茂 木 祐 司

1 事故発生日時 平成28年7月31日。午後1時30分ごろでございます。

2 事故発生場所につきましては、御代田町大字草越1173番1590地先となっております。向原町道の7号線でございます。向原地区のJA伍賀支所を北上しますと、エルカーサというアパートがございます。その道向かいの道路側溝部分でございます。

3 事故の概要は、被害者が町道向原7号線を北から南へ向い、右側通行でジョギング中、前方から走行してきた自動車を確認し、避けようとして外側線から蓋付きの側溝上へ移動したところ、グレーチングと甲蓋の15センチメートルの隙間に左足を落としてしまい、両足を負傷しました。救急車により搬送され、左足脛部分について、9針を縫うけがを負いました。

4 損害賠償額 1万8,250円で、身体に関わる治療費、通院費について、全額、全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただきました。

以上のとおり、報告いたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番 井田理恵です。

確認ということで質問いたします。側溝の蓋は、蓋付きということで、閉まっていなかったわけではもしないのであれば、安全管理上、どこに町側として問題があるのか。確認をお願いします。

そうした不可抗力アクシデントと捉えることもできるのですけれども、こうした場合に町の責任と、線引きの判断基準を教えてくださいたいと思います。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。当該地はおよそ22年前に側溝整備を行い、その数年後に側溝蓋をかけました。側溝1個分の長さは、1メートルのコンクリート2次製品で、内腔断面が30センチのU型側溝でございます。側溝蓋1枚の長さは、50センチのコンクリート2次製品と995ミリの鋼製グレーチングでございます。

基本はコンクリート蓋が一斉に並べられていますが、路面排水を考慮して、グレーチングも10メートルに1カ所の割合で布設してあります。側溝の長さや蓋の長さがわずかに違いますが、膨張収縮や維持管理を考慮した構造になっています。また、長い距離、側溝を設置しますと、縦断勾配の凹凸による目地部の伸びや、集水分水マス設置の箇所における切断加工により、わずかにずれます。自由勾配側溝のように、蓋と側壁が一体なラーメン構造になっていれば、そういった心配はありませんが、今回、15センチの隙間は道路勾配が急であること、温度変化による伸縮、大型車両の交通による輪荷重や振動、路面性状の変化、雨水排水の詰まりによる蓋の持ち上がりや掛けかえ、経年劣化などが原因ではないかと思われま

す。こういったケースは私たちも初めてで、注意していくと、ほかの場所でも経年による隙間が発見できました。今後はこういった場所も点検が必要になり、注視して

まいりたいと考えております。蓋の隙間は当然、その後、修復して、劣化した蓋は取りかえ、間詰めを行いました。

道路は不特定多数の人々に常時利用されているとおり、生活に一番身近なインフラであり、道路の管理瑕疵によって、他人に損害を与える事案がほかの公物に比べて極めて多い現象がございます。今回の事故につきましては、保険会社側で、身体に負傷を負わせ、治療にかかった費用等は全額負担するという扱いとしています。

治療費のほかに、仕事に行けないとか後遺症が出たなどの慰謝料を求められた場合は、そこから示談交渉に入り、過失割合を決めていきます。

また、これまで報告してまいりました事故につきましては、物損事故がほとんどであったと思います。道路管理瑕疵責任について、民法第709条で、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定しています。また、本件に類似した判例を見ましても、人が足を突っ込み、負傷を負う危険性が十分あるから、通常備えるべき安全性を欠いており、道路の管理に瑕疵があったとして、損害を賠償する責任があるとしているため、管理責任は免れないものと考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） そのようなことに対して、安全管理上、徹底していかれるとおっしゃいましたので、よろしく願いいたします。承知いたしました。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第 6 報告第9号 専決処分事項の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第6 議案第9号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告事項の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書の5ページをご覧ください。

報告第9号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

次の6ページをご覧ください。

専第16号 専決処分書。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、町道児玉横根線での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成28年10月26日 専決

御代田町長 茂木 祐司

1 事故発生日時でございますが、平成28年9月21日、午前9時30分ごろでございます。

2 事故発生場所 御代田町大字御代田3365番2地先でございます。町道児玉横根線。ここは児玉からきますと、パラダ手前の長大橋、ふるさと大橋の手前の右側車線になります。

3 事故の概要。被害者が町道児玉横根線を軽井沢方面へ走行中、ふるさと大橋を通り過ぎた後、大きな衝撃を感じ、自家用車から降りて確認したところ、橋の伸縮部から北側の長さ170センチメートル、幅90センチメートル範囲の舗装路面の損傷が著しく、最大深度20センチメートルのポットホールに落ちたことにより、左前輪タイヤをパンクさせてしまいました。

事故当時の状況は、濃霧のため視界不良でありました。また、前日未明まで2日間長雨が続いたため、舗装の亀裂から一部、表層が剥がれていたことで、深い穴が空き、事故の発生につながったと思われます。

4 損害賠償額は7,182円。タイヤの修理費になりますが、相手が7、町が3の過失割合とし、全国町村会総合賠償補償保険で2,155円を支出し、対応させていただきました。

以上のとおり報告いたします。申し訳ございませんでした。

○議長(古越 弘君) 以上で報告事項の説明を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

井田理恵議員。

(2番 井田理恵君 登壇)

○2番(井田理恵君) 確認なのですけれども、タイヤのパンクに気づかれたことによって、その後の事故を防ぐのに大変よかったと思っておりますが、その後、当該場所の舗装路面整備はどう対応されましたか。確認をお願いいたします。

○議長(古越 弘君) 大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) お答えいたします。

当該箇所は、平成9年に供用を開始したふるさと大橋を佐久側から渡りきった場所で、比較的急な縦断勾配で、自動車のスピードが出やすく、また佐久と軽井沢を連絡する幹線道路であるため、交通量も多く、大型運搬車両の行き来も激しい道路です。

橋桁端部に設けている鋼製の伸縮装置をコンクリート部分とアスファルト舗装路面のわずかに生じた段差やたわみの影響などから、大型車の輪荷重が繰り返し加えられたことで、舗装に疲労破壊が及んだため、亀甲状のひび割れ状態から更なる交通荷重や雨水などが浸透し、路面が著しく破壊され、前日未明までの長雨で、最大深度20センチの穴ができてしまい、事故につながりました。

その後、舗装の構造的な強度を低下させないよう、交通荷重による衝撃作用や雨水の浸入や温度変化などの気象作用を考慮しまして、従来より耐久性の高い構造の補修修繕工事を、この橋の端部から北側に、車道の片側延長12メートルと、もう1つの片側8メートルの区間を実施いたしました。

既に工事は完了しており、今後も注意し、橋の前後の舗装路面を含めた橋梁の法定点検、こちらは道路法施行規則第4条の5の2に準じておりますが、これを5年ごとに行い、適正な維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○議長(古越 弘君) 井田理恵議員。

(2番 井田理恵君 登壇)

○2番(井田理恵君) 承知いたしました。

○議長(古越 弘君) ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第7 議案第85号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の

一部を変更する協定の締結について―――

○議長(古越 弘君) 日程第7 議案第85号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の7ページをお開きください。

議案第85号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、佐久定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結することについて、御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらは佐久市が中心市となりまして、佐久地域の11市町村に東御市が加わった佐久地域を形成する市町村が相互に連携をしまして、必要な生活機能等を確保し、定住人口の確保と活性化を図ることを目的に、佐久地域定住自立圏の形成に関する協定書を平成24年1月12日に締結をしております。

協定の内容につきましては、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3項目に対しまして、11分野で18項目にわたる取り組みを進めてまいりました。既存の3項目の取り組みを追加するため、現協定の一部変更協定をするものでございます。

1ページおめくりいただきまして、8ページをお開きください。こちらは協定書につきまして、朗読をさせていただきます。

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書。

佐久市を甲とし、御代田町を乙として甲乙が締結した平成24年1月12日付、佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

現協定の別表に次の取り組みを加える。

別表としまして、1 生活機能の強化。分野は学校教育、取り組み、ICT教育の推進。取り組みの内容としまして、児童生徒の情報活用能力の育成と情報モラル教育の充実を図るとともに、各教科の学習目標を達成するため、ICT教育を推進する。分野は産業振興、取り組みとしまして、六次産業化による農業。取り組みの内容では、地域農業の活性化を図るため、農業者と商工業者等の多様な主体が連携し、六次産業化による農業振興を推進する。

9 ページをお願いいたします。2 番目としまして、結びつきやネットワークの強化としまして、分野では建設、取り組みは、道路等交通インフラの整備、取り組みの内容としまして、地域住民の生活や産業・経済等を支える交通ネットワークの強化のため、道路等、交通インフラの整備を促進するというものでございます。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。平成年月日。甲としまして、佐久市長柳田清二。乙としまして、御代田町長茂木祐司となっております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第8 議案第86号 大字茂沢の大字界の変更について―――

○議長（古越 弘君） 日程第8 議案第86号 大字茂沢の大字界の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

相澤税務課長。

（税務課長 相澤昇君 登壇）

○税務課長（相澤昇君） 議案第86号について説明いたします。議案書10ページをご覧願います。朗読いたします。

議案第 86 号 大字茂沢の大字界の変更について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、御代田町大字茂沢の大字界を下記のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

箇所 御代田町大字茂沢字森泉 371 番 447 付近と大字豊昇字御堂ヶ入 1452 番付近の隣接する部分。

平成 28 年 12 月 2 日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

今回上程する大字茂沢の大字界の変更については、11 ページの図面の赤の点線で表示した部分を水色の実線に変更するものでございます。

次のページ、12 ページの航空写真図で場所をご確認願います。場所はグランディ軽井沢ゴルフ場のクラブハウス正面になり、この地域は国土地籍調査の未実施地域でございます。したがって、法務局備付図面は不動産登記法第 14 条第一項に基づいた精度の高い地籍図ではなく、明治 26 年に字ごとに調整された、いわゆる公図、あるいは字限図と呼ばれる地図に準ずる図面でございます。

今回、大字界の変更が必要となった理由について説明いたします。昭和 45 年 9 月に総武都市開発が大字豊昇字茂沢の一部と大字豊昇字御堂ヶ入の一部などを、大字茂沢字森泉 371 番 1 として合筆登記をし、平成 2 年までに複数回の分筆や合筆をしています。

今回の大字界変更をする場所は、最初の分筆登記の際の付番若しくは図面処理誤りにより無番地となり、どちらの大字にも属さない土地として現在に至ったものと思われま。この不整合は、総武都市開発株式会社を合併した会社の開発計画検討時、昨年であります。そのときに発見されたものです。

大字界の変更に関する手続きは、この議会議決を経た後に、当該無番地に大字茂沢字森泉 371 番何がしと地番を付し、地籍の求積や地目の設定など、必要な手続きを法務局と協議をした上で登記する予定であります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

(4番 野元三夫君 登壇)

○4番(野元三夫君) 議席番号4番 野元三夫です。

1点だけ確認なのですが、今、字番地を変更するにあたりまして、住民として無番地になっていたという理由をお伺いしたのですが、これは無番地を解消するということは税収上、とても必要なことだとは思いますが、なぜ今この時期で、無番地解消に至る、それからこれから開発等があるのかなという推測をするのですが、その辺の理由をもう少し詳しく教えてもらえればと思います。

○議長(古越 弘君) 大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君)

お答えいたします。現在、開発検討ということでございますが、計画検討段階ということでございまして、この場では個人情報となりますので、本会議での概要説明は、本当の概要の概要でお願いしたいと思います。

先ほどのクラブハウスのところから、ちょうど水色の山の部分ですね、駐車場、そこも含めて、ホテルの計画ということがまだ検討されているということで、昨年、ちょうど1年以上前からそういった話が持ち込まれていて、そんな中で公図を、その会社の所有地の公図等を調べたら、そういった不整合が出てきて、どうしてもまだ国土調査が済んでいない場所なものですから、旧といいますとあれですが、公図は字ごと、大字ごとに分かれていまして、どうしても不整合が出てきてしまう。その中で、白くなっている部分を突き詰めたところ、結局は大字茂沢で合筆してあったところ、その後また更に分筆した中で、どうしても余ってきたという言い方も変なものですが、漏れてしまったというところがこの位置になります。そんなことをご理解いただきたい。

○議長(古越 弘君) 野元三夫議員。

(4番 野元三夫君 登壇)

○4番(野元三夫君) わかりました。開発行為が予定されているということは確認しました。終わりにします。

○議長(古越 弘君) ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第9 議案第87号 森泉山財産組合理約の変更について――

○議長（古越 弘君） 日程第9 議案第87号 森泉山財産組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第87号 森泉山財産組合理約の変更について。地方自治法第286条第2項の規定により、森泉山財産組合理約を次のとおり変更する。

記 森泉山財産組合理約（昭和44年長野県東信事務所指令44東県第367号）の一部を次のように改正する。第4条中「豊昇1801番地」を「豊昇1800番地1」に改める。

附則 この規約は平成29年4月1日から施行する。

14ページをお願いいたします。こちらは新旧対照表になりますが、右側の旧の欄をご覧ください。

現在、森泉山財産組合の事務所の位置は、北佐久郡御代田町大字豊昇1801番地となっております。これは、本組合の前身である伍賀村ほか2カ村財産組合を明治35年に設立した際に、当時の伍賀村役場庁舎2階に事務所を置き、伍賀村役場の番地で住所登録したことによります。伍賀村は昭和31年9月に御代田村、小沼村と合併し、御代田町となり、その後、昭和38年8月に旧伍賀村役場の敷地が1800番地1へ合筆されていましたが、この経緯を確認しないまま、旧伍賀村役場所在地番の1801番地を今日まで引き継いでおりました。

本年6月に法務局において公図を取得した際に、1801番地が合筆により閉鎖されていることが判明したため、現在の地番であります1800番地1に住所を修正し、規約の一部を変更いたします。

なお、地方自治法第286条第2項の規定に基づきまして、この一部事務組合の事務所の位置を変更する場合は、同法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体への議会の議決を経た上で協議をしなければならないため、本定例会に規約改正

案を上程させていただき、関係地方公共団体である佐久市、軽井沢町、御代田町の議会の議決を経た上で、関係市町村長が協議をし、長野県知事に変更を届け出る必要があることから、規約の施行日を平成29年4月1日からといたしました。

説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第88号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第10 議案第88号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第88号 一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月2日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

それでは、16ページをお願いいたします。

一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。人事院は平成28年8月9日に、長野県人事委員会は同年の10月17日に、公務員の給与等に関する勧告を行いました。これに準じましての改正でございます。施行期日ごと2条立てに区分し、まとめた構成となっております。

第1条としまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、第

3条の4項として、給与は職員からの申し出があったときは、口座振替の方法により支払うことができるを加えまして、勤勉手当の額について、30条において定められていますが、この第1項で、一般職の職員の勤勉手当を100分の80を100分の90に、管理職員を100分の100を100分の110に改めます。同様に、同項2号中、再任用職員100分の37.5を100分の42.5に、再任用の管理職員100分の47.5を、100分の52.5に改め、附則の13項では、55歳以上の特定職員の減額について規定されていますが、この該当職員の勤勉手当減額対象額を一般職100分の1.2を100分の1.35に、管理職員は100分の1.5を100分の1.65に最低号級に達しない場合の一般職は100分の80を100分90に、管理職については100分の100を100分の110と、勤勉手当減額対象額を上げるものでございます。

別表では、給料表の改正を行うものでございます。

それでは20ページの方をお願いいたします。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、先ほどの第1条で改正しております勤勉手当を30条第1項第1号にて、一般職の勤勉手当を100分の90を85に、管理職員の100分の110を105に、同項2号中、再任用職員100分の42.5を100分の40に、再任用の管理職員100分の52.5を100分の50に改めるものでございます。

附則の13項では、先ほども申し上げましたとおり、55歳以上の特定職員の減額でございますが、この該当職員の勤勉手当減額対象額を一般職100分の1.35を1.275に、管理職員は100分の1.65を1.575に、そして最低号級に達しない場合の一般職員100分の90を85に、管理職員については、100分の110を105とするものでございます。

附則としまして、施行期日はこの条例の適用が交付の日から施行する。ただし、第2条につきましては、平成29年4月1日よりとしてございます。

1条の給料表につきましては、平成28年4月1日から適用、なお、30条の1項、期末手当でございますが、これと附則の13項の55歳以上の特定職員の減額については、平成28年12月1日から適用するものでございます。

3に給与の内払いを定めてございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第 11 議案第 89 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する
条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 11 議案第 89 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等
の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の 29 ページをお願いいたします。

議案第 89 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部
を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 12 月 2 日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

30 ページをお願いいたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例
案について。改正理由、概要につきましては、一般職の職員の給与に関する条例と
同様に、長野県人事委員会の公務員の給与等に関する勧告に準じての改正でござい
ます。

施行期日ごとに 2 条立てに区分し、まとめた構成でございます。

第 1 条では、平成 28 年 12 月期における期末手当の支給月数を 100 分の 165
から 100 分の 175 に、第 2 条で、6 月期期末手当 100 分の 150 を 100 分
の 155 と、12 月期の期末手当についての 100 分の 175 を 100 分の 170

に改めるものです。

附則。この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成28年12月1日から適用する。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第90号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第12 議案第90号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それではまず、議案書の33ページになりますが、その前に誠に申し訳ございません。私の確認不足がございまして、最初に訂正のおわびをさせていただきます。

1ページのところと、この33ページにございます。議会議員の議員の報酬及び費用弁償とございますが、この次に「等」を入れていただきたいと思います。当然ながら33ページに2カ所、最初の議案の中に1カ所ございまして、都合3カ所でございますが、誠に申し訳ございません。ご迷惑をおかけしますけれども、申し訳ございませんが、修正の方をお願いいたします。

それでは、議案の第90号の方をご説明させていただきます。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別

紙のとおり提出する。

平成28年12月2日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

34ページをお願いいたします。こちらの方は正しく記載されてございますが、議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について。御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正するものと同じ理由で、同じ改正内容となっております。施行期日ごと2条立てに区分し、まとめた構成でございます。

第1条では、5条2項にて、平成27年12月期における期末手当の支給額月数を100分の165から100分の175に、第2条で6月期の期末手当100分の150を100分の155と、12月期期末手当100分の175を100分の170に改めるものでございます。

附則。この条例は平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成28年12月1日から適用する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、おわびを申し上げながら、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これを持って質疑を終わります。

―――日程第13 議案第91号 特別職の職員で非常勤のもの報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第13 議案第91号 特別職の職員で非常勤のもの報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第91号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月2日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

それでは38ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。別表の第1条関係を改めるものでございまして、この条例は附則の日から施行する。ただし、農地利用最適化推進委員に関する部分は、平成29年1月1日より適用するというところでございます。

この改正理由と概要につきましては、大きく分類すると3点ほどに整理できます。まず1番としまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、新たに農地利用最適化推進委員を5名設置することとなり、改正するものでございます。農地利用最適化推進委員の報酬につきましては、月額1万7,000円でございます。

次に御代田町地域おこし協力隊設置要綱の制定をすることとなりましたものですから、新たに地域おこし協力隊の報酬月額16万6,000円を定めるものでございます。

3番目といたしまして、本条例の別表中、統計調査員の表記が統計調査委員と誤記がございました。また、今回の改正にあわせまして、各課において見直しを行いました。その結果、適正な表現に修正、また不要となった委員のものにつきましては削除等を行うことといたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番 野元三夫です。

2点お伺いいたします。42ページをお開きいただきたいのですが、新旧対照表のところですが。1点目として、部落解放推進委員会の委員と、住宅新築資金等貸付審査会の委員が廃止予定ですが、今までの活動実態はどうだったのか、また、廃止による不都合等は予見されるのかをまず1点目、お伺いしたいと思います。

それから、2点目としまして、地域おこし協力隊員が新設され、報酬月額が16万6,000円となっていますが、先進地での近隣自治体と比較して、待遇面ではどうなのか。また、これから新設される予定なのですが、任用期間、それから募集方法、それから、どのような方面で活動を予定されるのか、その大きく質問しました2項目について、お答えをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 私の方からは、部落解放推進委員会の委員について、お答えをさせていただきたいと思います。

ご存じのことかと思いますが、茂木町長就任によりまして、同和対策事業の見直しが行われました。その中に人権を考える町民の集いがございました。この事業は同和対策課を担当課として、事業を実施してまいりましたけれども、この集いの開催に際して、この部落解放推進委員会の皆さんに地域へ戻った中で、参集の呼びかけ等をお願いしながら、また当日、役員としてお手伝いをいただきましたので、その報酬として、今回この改正に定められていたものでございますけれども、現在のところ、ずっと就任以来、人権を考える町民の集いは開催されてございません。活動実態については、このような形でございました。

それでは、部落解放推進委員会の方でございまして、不都合は予見されるかということ、実は廃止による不都合については、今お話のとおり、茂木町長就任以来、開催していないという事実でございまして、そういう中で検討した中で、活動がない状況で、不都合がないということで改正案を提出させていただいてございます。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） それでは、住宅新築資金等貸付審査会の委員につきまして、ご説明申し上げます。本委員につきましては、現在、当町の関連法規では、御

代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例によるところでございます。

活動実態といたしましては、地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法の規定に基づき、住宅新築資金等を貸付時に適正か否か審査する委員会を設け、運営されてきたものでございます。

この貸付が最後に行われたのは平成10年で、その後、今日までに貸付は行われず、18年が経過しております。

また、地対財特法そのものが平成14年3月に時限切れにより失効しました。今後も貸し付けることはなく、廃止による不都合はございません。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長

（企画財政長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私の方からは、地域おこし協力隊員の関係のご質問について、お答えをいたします。

月額報酬16万6,000円につきましては、こちらの根拠となる額につきましては、報酬に係る特別交付税措置の上限額が200万円ということになっておりまして、これを12カ月で割った額が16万6,000円となるものでございまして、近隣市との比較でございますが、お隣の佐久市、小諸市、あるいは東御市でも、この16万6,000円の額を定めてございます。同額として設定をさせていただいているところでございます。

続きまして、任期でございますが、任期は1年、最長3年まで延長が可能ということになってございます。募集方法につきましては、移住交流地域おこしフェアという催しが開催されまして、こちらに参加をして、募集をかけたいと。こちらにつきましては、一般社団法人移住交流推進機構と、総務省が主催となった地域おこし協力隊になりたい者と自治体とのマッチングイベントでございます。こういったものの参加、あるいは同法人のホームページ、または御代田町のホームページに募集記事を掲載する方法をとりたいと考えております。

活動の内容につきましては、現在のところ、旧メルシャン軽井沢美術館の活用に向けたフォトフェスティバルの開催企画検討、町民参加の推進、あるいは写真文化の普及活動ですとか、町内、ほかのイベントの参画について、活動をお願いしたらどうかということで、現在検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 1点だけ再質問します。1番目にお伺いしました部落解放推進委員会の委員と、住宅新築資金等貸付審査会の委員、今お伺いしましたら、10年以上、活動実態がないというお答えをいただいたのですが、なぜ10年間も放っておくという言い方はおかしいですが、その理由はその1点だけ再質問を。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） すみません。その点は認識がなかったのですが、同和事業を廃止した際に、廃止すべきいろいろな事業といたしますか、そういうものをその当時、廃止はしたのですが、ただ、部分的にとというか、例えば、今言われた住宅新築資金の関係ですか。これは今、平成32年に向けて、今は返済だけの事業になっておりまして、平成32年に向けて、この住宅新築資金の会計についても決着をつけるということがあって、この住宅新築資金については手をつけなかったのかもしれないかもしれませんが、すべてにわたってきちんと見直しができたかということ、その辺の状況によって判断させていただいて、今後起こり得ることもあるというような意見もあった中で、残したのも。残したのか、10年も経っていますので、残したのか、落とし忘れたのか、よく分からないのですが、今回の機会ではこれは明確に廃止をさせていただくということで、申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それと、今、町民の集いという限定でございましたので、まず町長からお答えをいただきましたけれども、ただ、まだ条例の中で、部落差別とあらゆる差別をなくすことを目指す条例というのがございます。この中に、部落差別撤廃人権擁護審議会という審議会もございますので、活動の実態として必要なものであれば、こちらの中で対応ができるということもございますので、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 終わりにします。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午前11時07分）

（休 憩）

（午前11時20分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

――日程第14 議案第92号 御代田町町税条例等の一部を改正する

条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第14 議案第92号 御代田町町税条例の一部を改正する
条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

相澤税務課長。

（税務課長 相澤昇君 登壇）

○税務課長（相澤昇君） 議案第92号について、説明いたします。議案書44ページを
ご覧願います。

朗読いたします。

議案第92号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について。

御代田町町税条例（昭和37年御代田町条例第11号）の一部を改正する条例を
別紙のとおり提出する。

平成28年12月2日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

今回上程する御代田町町税条例等の改正案は、所得税法等の一部を改正する法律
平成28年法律第15号が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により外
国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関す
る法律の一部改正がされたこと、外国人等の国際運輸業に係る所得に関する相互主

義に係る所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令、平成28年政令第226号が、平成28年5月25日に公布され、法律と同日から施行されることとされたことに伴う改正と、平成28年3月31日公布、平成28年4月1日から施行とされた地方税法等の一部を改正する等の法律、平成28年法律第13号。地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、平成28年政令第133号、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成28年法務省令第38号及び第39号に伴う町税条例等の整備について、これについてはなかなか国や県から準則が示されなかったことにより、27年度の年度末から本年年度初めに整備することができなかった部分について、今回改正をするものでございます。

それから、失念により改正していなかった平成28年4月1日から施行された行政不服審査法の全面的改正により、地方税法第20条の5の2。災害等の期間の延長に係る部分の字句の改正がされたことによる、町税条例の字句の改正を行うものであります。

45ページから56ページに条例案をお示ししてあります。2条立ての条例案でございます。45ページから53ページ中段までは、第1条として、御代田町町税条例の一部改正、本則の改正でございます。

53ページ中段から第2条、御代田町町税条例等の一部を改正する一部改正として、平成27年御代田町条例第14号の附則の改正を規定しております。54ページから56ページは附則でございます。3条立てで、第1条で施行期日等を、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

それでは改正の概要を57ページからの新旧対照表で説明いたします。57ページをご覧ください。下線を付した部分が改正部分でございます。災害等の期限の延長を定めた第18条の2の体制でございますが、平成28年4月1日から施行された行政不服審査法の全面的改正により、地方税法の字句の改正がされたことに伴う町税条例の字句の改正でございます。

次に第19条、第43条、第48条、第50条は、法改正により、延滞金の計算期間から一定の期間を考慮して計算することとされたことに伴う所要の規定について、整理をしております。

概要を申し上げますと、57ページから60ページまでの納期限後に納付し、又

は納入する税金、又は納入金に係る延滞金について定めた19条については、言い回しの変更、字句の加除、第5号及び第6号の新設でございます。

60ページからの普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収について定めた第43条については、下線が付してあるとおり、言い回し、字句の変更、第4項の新設でございます。

63ページからの法人の町民税の申告納付について定めた第48条については、言い回し、字句の変更、5項及び6項を1項ずつ繰り下げ、4項の次に第5項を新設してございます。

67ページからの法人の町民税に係る不足額の納付の手続きについて定めた第50条については、言い回し、字句の変更、5項及び6項を1項ずつ繰り下げ、4項の次に第5項を新設してございます。

70ページをご覧ください。第56条は固定資産税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めておりますが、固定資産税の非課税の範囲を規定した地方税法第348条の改正にあわせた字句の追加及び変更でございます。

72ページの固定資産の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について定めた第59条についても、第56条の改正と同じく、固定資産税の非課税の範囲を規定した地方税法第348条の改正にあわせた字句の変更でございます。

次の制定附則第6条については、法律改正に伴う特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の新設、73ページの制定附則第10条の2については、法律改正にあわせた改正で、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」において、条例で定めることができるとされた割合を定め、74ページの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について定めた制定附則第10条の3については、法律改正にあわせた字句の追加でございます。

75ページから76ページの制定附則第16条については、軽自動車税のグリーン化特例を1年延長する法律改正に伴う改正であります。76ページの制定附則第19条の9、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定については、外国居住者等、所得相互免除法第8条、第12条及び第16条の法律改正による新設でございます。

83ページの改正前の制定附則第19条の9及び90ページの制定附則第19条の10については、制定附則19条の9の新設に伴い、1条ずつ繰り下げ、条の繰り下げによる条ずれの整備をしております。

91ページをご覧願います。91ページから94ページにかけては、改正条例案第2条に関するもので、平成27年3月31日、条例第14号の改正附則第5条、町たばこ税に関する経過措置について、町税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

95ページをご覧願います。附則でございます。初めに説明いたしましたとおり、3条立てで、第1条で施行期日等を、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を定めております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第15 議案第93号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
について――

○議長（古越 弘君） 日程第15 議案第93号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 最初に訂正がございまして、101ページをお開きいただきまして、御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例となっておりますが、これは条例案でございますので、よろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは戻りまして、議案書100ページをお願いいたします。議案第93号

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、ご説明します。御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものがございます。

こちらの改正概要でございますが、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条の規定によりまして、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税法の非課税に関する法律の一部が改正されました。

これに伴いまして、町民税において分離課税される特例適用利子及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものがございます。

こちら施行日でございますが、平成29年1月1日でございます。

101ページは、先ほども申し上げましたが、条例案でございます。103ページからは、新旧対照表となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第94号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第16 議案第94号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原町民課長。

（町民課長 荻原浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、議案書の107ページをご覧ください。議案第

94号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、本条例の一部改正につきましては、現在、印鑑登録証明書の交付を受ける際には、窓口で印鑑登録証、印鑑手帳でございますが、こちらを持参しない限り、交付できないという規定になっております。

休日や時間外の住民サービス向上のため、今年度、佐久市、小諸市、立科町など、県内10市町村の共同によりまして、電子証明機能を搭載したマイナンバーカードを利用したコンビニ交付システムを構築している最中でございます。来年1月10日からこのサービスを開始できるという見通しとなりましたので、全国のコンビニのマルチコピー機でも交付できるという規定の1項を加えるための改正でございます。

ただし、来年1月10日以降も、窓口でこれまでどおり、印鑑登録証明書の交付を受ける場合には、これまでどおり印鑑手帳を持参しない限り、交付できませんので、注意が必要となるかと思っております。

それでは次の108ページをご覧ください。御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。一部を次のように改正すること、第10条第2項の次に、次の1項を加えるということ、第3項といたしまして、10市町村共通の文言の条文を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというもので、次の109ページ、110ページは新旧対照表でございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第95号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 17 議案第 95 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原町民課長。

（町民課長 荻原浩君 登壇）

○町民課長（荻原浩君） それでは、議案書の 111 ページでございます。議案第 95 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

昨年 4 月に子ども・子育て支援法が施行され、国策としてひとり親世帯や低所得世帯の保育料軽減が図られてきました。また、県独自の多子世帯の保育料軽減策を当町もこれまで順次導入してまいりました。本条例の一部改正につきましては、当町独自の子育て支援策の一環といたしまして、保育料全体の軽減策を実施するものでございます。

113 ページの基準表をご覧ください。その基準表の真ん中の 2 列でございますが、保育標準時間が 11 時間を利用している世帯に対しましては、第 4 の 3 階層までは既に一定の軽減が図られているため、おおむね 5 % を今回改めて軽減するものでございます。第 4 の 4 階層から一番下の第 8 階層までは、これまで一定の軽減策等がございませんでしたので、おおむね 8 % を軽減しています。

右側の 2 列でございますが、保育短時間 8 時間でございますが、こちらを利用している世帯に対しましては、同じく第 4 の 3 階層のところまでは、一定の軽減策がございましたので、先ほど説明しました現行からおおむね 5 % を軽減した新たな標準時間の保育料から、更におおむね 5 % の差額を設定しているところでございます。第 4 の 4 階層から最後の第 8 階層までは、こちらにつきましても、現行から先ほど説明しましたおおむね 8 % を軽減した新たな標準時間の保育料から、更におおむね 8 % の差額を設定したところでございます。

112 ページ、1 ページお戻りいただきまして、改正文でございます。御代田町保育料徴収条例の一部を次のように改正する。別表第 2 を次のとおり改めるということで、少し小さいので、113 ページに大きくしてあるところでございます。

附則としまして、施行期日、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。経過措置といたしまして、滞納繰越分等がございますので、この条例の施行の日前の保

育料の徴収については、なお従前の例によるということでございます。

114ページ、115ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番 市村千恵子です。

今の説明がありましたように、今まで軽減されている部分もあった中で、町が独自に5%、それから8%ということで、引き下げるとのことなのですが、この階層区分ごとの対象人数と、これによって総額でどれくらいの減額になるのか。その点について、お願いします

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原浩君 登壇）

○町民課長（荻原浩君） それではお答えいたします。ただいま説明しましたとおり、月額にしまして、300円から7,700円までのそれぞれ階層によつての減額となっております。先ほどの考え方のおりで、そのような減額幅等になっております。

階層区分ごとの対象人数ということのご質問でございましたが、ご覧いただきますとおりに、この場でその1つひとつの階層ごとにすべて人数を申し上げますと、非常に時間がかかってしまいますので、後ほど表といいますか、資料をお渡しすることによろしいでしょうか。そういうことで、表につきましては、細かい表につきましては、後ほどお渡しすることをお願いいたします。

全体の額でございますが、12月1日現在で、保育料が発生している園児の総数をまずお答えしておきますと、公立と私立の保育園をあわせまして、329名となっております。この方々が保育料が現在発生していますので、それぞれの割合に応じた、階層に応じた減額措置が来年4月からはされるということです。

ただし、今年の例で試算しておりますので、来年の申し込みは今、始まっている最中でございますので、確定しておりません。今年の試算ということで説明させて

いただきますので、お願いいたします。

保育料の総額の減額の状況でございますが、今、申し上げましたとおり、今年度の保育料徴収額の総額は7,470万2,100円と見込んでおります。来年度の入園児童はまだ未確定のため、軽減後の保育料を仮に今年度、現在のところであてはめて試算しますと、総額は6,696万350円となりますので、774万1,750円の軽減が図られるという見込みとなっております。

今後、毎月数人の入退園がございますので、今後総数、人数の増減等もございませので、総額につきましては若干の増減があるということは、また改めましてご理解をお願いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第18 議案第96号 御代田町面替区地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第18 議案第96号 御代田町面替区地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原町民課長。

（町民課長 荻原浩君 登壇）

○町民課長（荻原浩君） それでは、議案書の116ページでございます。議案第96号 御代田町面替区地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例案につきましては、佐久市・北佐久郡環境施設組合が中心となって進めております新クリーンセンター整備事業に関係するものでございます。ごみ焼却施設の建設合意にあたります地区協定締結の際に、面替区から条件として提出された要

望項目の1つを具体化するために、制定をお願いするものでございます。

現在の建設地の状況につきましては、本年5月に用地造成工事、事前工事が始まりまして、現在、岩盤掘削等の工程に入っております。9月には施設本体の設計施工及び稼働開始から20年間の運営を行うDBOの事業者が決定しまして、10月の組合の議会で、いよいよ施設本体の建設工事の請負契約、約90億円でございますが、こちらが議決されたところでございますので、本議会に今回の条例案をこのタイミングで提出をさせていただきました。

平成31年10月の稼働開始予定から30年間という長きにわたって、近隣住民にとっては迷惑となる施設を受け入れていただきましたので、面替区と当町との今後の信頼関係構築のためにも、ぜひともご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは次の117ページをご覧ください。御代田町面替区地域振興基金の設置管理及び処分に関する条例案でございます。第1条で設置目的、第2条で積立て、第3条で管理、第4条で運営益金の処理、第5条で処分、第6条繰替運用、第7条で委任、附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

第1条の設置目的と第5条の処分以外の条項につきましては、ほかにご 있습니다基金条例と同様の組み立てとなっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第19 議案第97号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案

について――

○議長（古越 弘君） 日程第19 議案第97号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平林産業経済社課長。

(産業経済課長 平林正枝君 登壇)

○産業経済課長(平林正枝君) それでは、議案書118ページをお願いいたします。議案第97号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町工業振興条例(平成17年御代田町条例第23号)の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出いたします。

まず、今回の条例改正の目的ですが、首都圏から地方への本社機能の移転や、研究開発拠点の拡充など、地方創生に向けた取り組みの加速化を図ることを目的に、当町においても新たな企業誘致促進策を図るということを目的といたしまして、本条例が定める工場誘致地区内に限定した用地取得に対する補助制度を創設するものでございます。

119ページをお願いいたします。条例の内容について、朗読させていただきます。

御代田町工業振興条例の一部を改正する条例(案)。

御代田町工業振興条例の一部を次のように改正する。第1条中「町内に」を「町内において工場用地を取得し、又は」に、「又は」を「若しくは」に改めるということで、ここに「工場用地を取得し」という文言を新たに追加させていただきました。

第2条に次の3号を加えるということで、今回の条例改正に伴い、新たに3つの要望を定義いたします。まず第5号で、移設の定義として、「町内に工場を有する者が、当該工場の全部を移転することをいう」。次の第6号では、取得の定義として、「工場誘致地区において、新たに工場を新設、移設、又は増設(以下、新設等という。)するために新たな用地を取得することをいう」。第7号、常用雇用者の定義といたしまして、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として雇用されている者をいう」。

第4条に次の2項を加える。第2項、町長は次条で指定した者が、工場誘致地区に工場の新設等をするための用地取得をしたときは、次の各号に掲げるとおり、工業振興奨励補助金を交付する。第1号、町又は御代田町土地開発公社が所有する公

有地を取得した場合。交付年度は初年度から第3年度まで、交付率は用地取得費の1/2以内。ただし、1億円を限度とし、3年間の分割交付といたします。第2号、民有地を取得した場合。交付年度は初年度から第3年度まで、交付率は用地取得費の1/3以内。ただし、1億円を限度とし、3年間の分割交付といたします。第3号、前2号の規定の適用を受けようとする者は、工業振興奨励補助金（用地取得）交付申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

第3項、前項の補助金の交付を受ける者は、次の要件を満たさなければならないということで、補助要件を厳格に規定させていただきました。第1号、操業を開始する日から10年間は継続して操業すること。第2号、取得する用地の面積が1,000平方メートル以上であること。第3号、操業開始時における当該工場等の新規常用雇用者の数及び工場等の新設等をする者の町内事業所の常用雇用者の総数のそれぞれが次の基準に該当すること。ア 新設の場合は10人以上の増加。イ 移設の場合は5人以上の増加。ウ 増設の場合は5人以上の増加となります。

第4号、新規常用雇用者が町内に住所を有するものであること（町長が認める場合を除く）。第5号、操業開始時期が次の基準に該当すること。ア 新設又は移設の場合、用地取得後3年以内。イ 増設の場合、用地取得後2年以内。第5条第1項中、「町長は」を「町長は、工場用地を取得し、又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。ということで、こちらの第5条についても、「工場用地を取得し」という文言を加えさせていただきました。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

次の121ページから123ページまでは、ただいまご説明申し上げました改正内容を踏まえまして新旧対照表になります。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番 井田理恵です。

確認をお願いいたします。先の全員協議会でもご説明をいただきましたので、承

知しております。その上でなのですが、形になった上で、交付率の1億円という金額ですけれども、他の自治体など、こういった明確な金額を基本的には、一般的には出しているのか。1点は。

それから、それはそれでいいと思いますけれども、次のページの4番の(4)の町長が認める場合を除くという部分につきまして、町長が認める場合というのは、どんな場合かお聞かせください。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） ただいま、2つご質問をいただきました。まず1点目の上限額の設定の考え方ということで、他の市町村はどうかということですが、私どもの方で調べたところ、市では複数の市町村、こういった用地取得の補助制度を設けておりますが、町村でやっているところは6町村ございました。それぞれ上限額、考え方に基づいて決めておまして、数百万円から、高いところは3億円を超えるという上限額を設定しているものがございました。

私ども、御代田町においても適正な額ということで、今回、1億円という上限額を設定させていただいたところでございます。

それから、2つ目の質問は、町長が認める場合ということで、今回、特例ということで、本来であるならば、住民票が御代田町にある方を雇用していただきたいというところはあるのですが、先行してやはり実施している市町村の事例を見ますと、全従業員を10人ないしは5人ということで雇用することが難しいという事例もございます。

これから、企業誘致にあたって、この制度を導入していくにあたって、さまざまなケースというものが想定されると思うのですが、その中でそういう場合について認めるか認めないかというのは、個々のケースで判断していかざるを得ないと思いますので、今回、条例の方を改正させていただきましたが、規則改正もあわせて行いますので、規則の中でそのあたりを明確に定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 私も調べました。1億円という明確な金額を出す以上、全員協議

会でも議員全員で協議いたしましたけれども、その金額についてはもう前から、その前、3月ですかね。その辺から数字的には出ておりますけれども、やはりそうした明確な金額を出していないところも圧倒的に多いです。

そんな中で、出しているということを、やはり覚悟していただいて、法的な訴訟などの場合のことについては触れておりませんので、それとその反面、町長が認める場合を除くという、少し緩やかな縛りをつくりすぎると厳しいと思いますけれども、この点について、今、規約などをつくっていただくということでしたけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。いわゆるニーズについて。認める場合についてということです。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） お答えいたします。条例のほかに、これから規則の方を定めさせていただきますので、その中でどういう場合については認めるかということについては、詳細に審議してまいりたいと思いますし、ただ今回、この補助金を適用する企業に該当するかどうかということにつきましては、条例で定める工業条例のこちらの審議会の方でしっかり議論してまいりますので、そこで適当な企業かどうかということにつきましては、判断してまいりたいと考えております。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第98号 御代田町農業委員会の委員

及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第20 議案第98号 御代田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平林産業経済課長。

(産業経済課長 平林正枝君 登壇)

○産業経済課長(平林正枝君) 議案書の124ページをお願いいたします。

議案第98号 御代田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定する条例案について、ご説明申し上げます。御代田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定する条例について、別紙のとおり提出いたします。

今回の条例制定にある背景について、簡単にご説明申し上げますが、平成27年9月4日に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が公布されました。本年4月1日から施行されたことに伴いまして、この改正法の中に、農業委員会等に関する法律の一部改正が含まれていることから、所要の改正等を行うものでございます。

具体的な制定内容につきましては、次の125ページでの説明になりますが、やはり大きく今回変わったところにつきましては、法改正に伴いまして、農業委員の選出方法が、従来の公選制から、議会の同意を伴う町長の選任制に改正されたことから、附則の第2項で御代田町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止して、今回新たに御代田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものでございます。

125ページの条例案の方を読み上げます。

御代田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(案)。

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定により、御代田町農業委員会の委員(以下、「農業委員」という)及び農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という)の定数を定めることを目的とする。

第2条 農業委員の定数は14名とする。

第3条 推進委員の定数は5名とする。

制定の具体的な内容ですが、第1条で農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、農業委員の定数を、第18条第2項の規定に基づき、今回新たに新設されます御代田町農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数について、定めることといたします。

次の第2条では、農業委員の定数を定めておりますが、農業委員の上限定数は、当町の農業規模では14名と政令で定められたことから、当町の農業委員の定数を14名とします。

そして次の第3条では、推進委員の定数を定めていますが、省令で定める農地面積の基準にあわせて、当町の推進委員を5名と定めるものでございます。

なお、この定数につきましては、本年8月に開催しました御代田町農業委員会の定例会におきまして議決し、農業委員会としての意思決定がなされているものでございます。

附則をご覧ください。第1項におきまして、公布の日から施行し、第2項において、御代田町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止し、第3項において、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律、附則第29条第2項の規定により、在任する農業委員会の委員がその任期満了までの間は、従前の例により在任することになるため、農業委員が在任する間は、制定後の新たな定数を適用しないよう、この附則の第2項の規定による廃止前の御代田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、その効力を有するという経過措置を規定させていただきました。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） 議席番号13番 池田です。

今回は今までやられていた選挙から、委員の選挙を外したその前の段階のアクションをどんなふうにして町長がまとめていくことになるのか。その辺の説明をいただきたいのと、それから農業委員会の農業委員の定数は14名で、推進委員を5名増やすということですが、この全体として、農業委員と推進委員というのは、どのような作業というか、仕事というか、どれを受け持っていくのか。なにかこれ、一線を引くようなことがあるのかどうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

(産業経済課長 平林正枝君 登壇)

○産業経済課長(平林正枝君) ただいま、2点のご質問をいただきました。まず1点の従来は農業委員会の委員というのは選挙制を行ってございましたけれども、今回の法律改正によりまして、従来は選挙制と、それから選任制ということで、議会推薦ですとかJA推薦という団体推薦を経た上で、委員の方を決めてございましたけれども、今後は市町村長の選任制ということで、まず、これで条例を制定した後に、募集の依頼をします。公募ということで、農業委員、それから推進委員の皆さんを集めるという公募、募集をかけます。

そのあと、委員を決定する作業を行うのですが、スケジュールですと6月の定例会のところで、議会の同意を得るために農業委員会の人事案というものを上程させていただきまして、議会の皆様に議決をいただいた後で、市町村長が任命するという流れになりますので、従来の選挙というやり方で農業委員を決定するという手法がまったく変わるということになりますので、その点をご理解いただきたいと思います。それが1点目でございます。

それから2点目のご質問の、今回、農業委員の定数を14名、それから推進委員を5名ということで決めさせていただきましたけれども、こちらにつきまして、それぞれ農業委員と推進委員、役割が具体的にどういうことが変わるかということの答えでよろしいでしょうか。業務内容ということでもよろしいですか。

明確に変わる点としましては、やはり議会の議決権を持つといいますか、定例会で議決をするというのが農業委員会の役割になりまして、推進委員というのは、主には主体的には現場パトロール、現場の方で活動を行っていただきたいというのが、国が描いた絵であるのですが、実際、その14名と5名というトータル19名の中で、きちんと業務を棲み分けてやれるかということ、やはり町村レベルの実態例を考えると、定数が限られた中で、お互い二人三脚で連携してやっていかないとならない部分があるということで、今回、大きく差を設けているのは、定例会には、推進委員も農業委員も出席していただきますけれども、議決権があるのは、農業委員のみということで、そこだけを差を設けさせていただきました。

したがって、業務内容につきましては、両者そんなに相違がないということで、今回のところにつきましては、農業委員会の方でも決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） 今のこの辺の話は、当然、今までやっていらした農業委員の皆さんの方が、深く理解していらっしゃると思うのですが、少し気になるのは、公募というけれども、もし、14名に対して倍の28名もの公から出てきている方々が出たときに、結局、選ぶとか、そういうあれがあるわけですね。そういった作業はどういうふうにしているのですか。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） お答えいたします。やはり公募という手続きを取っておりますので、定数以上に募集がくる可能性はあります。ということで、今回規程を新たに設けます。御代田町農業委員の候補者の評価委員会の運営規程というものを設けまして、その中できちんと農業委員を誰にするかということ審議した上で決定していく、それをやはり公表していかなければいけないということの決まりもございますので、運営規程の中で、候補者をきちんと評価するというこの手続きをとってまいりたいと考えております。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） わかりました。ちまたでは、区長さんなどの推薦がという話もあるようですけれども、いずれにしても問題の起こらないような体制で、今後の事業を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前12時08分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

――日程第21 議案第99号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案

について――

○議長（古越 弘君） 日程第21 議案第99号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書126ページをお開きください。

議案第99号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明いたします。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度御代田町一般会計補正予算（第4号）を、別冊のとおり提出する。

予算書の1ページをお開きください。平成28年度御代田町一般会計補正予算（第4号）、平成28年度御代田町の一般会計補正予算第4号は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10億8,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,611万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、お手元の資料番号1でご説明をさせていただきます。平成28年度一般会計12月補正予算内容でございます。歳入から主なものについて、ご説明をさせていただきます。

款1 町税、項2 固定資産税につきましては、1,072万5,000円の減額で、太陽光発電施設、平成26年の大雪時に建て替えられましたハウスと償却資産等の見込みの減などから、現年課税分を減額するものでございます。項3 軽自動車税355万6,000円の増ですが、こちらは平成28年度税率変更から現年課税分を増額をお願いしてございます。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金。こちらは9,828万4,000円の増で、こちらは国の補正予算によります社会資本整備総合交付金、9,680万円等の増額をお願いしてございます。

款15 県支出金、項1 県負担金。こちらは425万1,000円の減です。保険基盤安定事業負担金としまして、246万1,000円の減。障害者医療費負担金、65万4,000円など、支出の見込みの減に伴う補正でございます。項2 県補助金、1,378万5,000円の増額をお願いしてございます。こちらは担い手確保・経営強化支援事業補助金1,038万7,000円のほか、農政関連の補助金の増額でございます。

款17 寄付金では、752万円の増額をお願いしてございます。ふるさと納税寄付金の収入見込みの増でございます。

款18 繰入金は、4億8,959万6,000円の減額で、こちら役場庁舎整備基金で、4億7,600万。こちらは工事契約から本年度の事業費の減によるものでございます。財政調整基金繰入金につきましては、1,359万6,000円の減額をお願いしてございます。款21 町債です。6億9,870万円の減でございます。こちらも役場庁舎整備事業債で7億1,620万円でございますが、こちら当初予定しておりました町債の額全額を減額させていただきました。都市再生整備計画事業債1,750万円ですが、こちらは先ほど申し上げました社会資本整備総合交付金事業増額に伴う増をお願いしてございます。

歳入合計では、10億8,100万円の減額をお願いしてございます。

資料の2ページをお願いいたします。まず、議会費及び各款におきます議員手当特別職、一般職の人件費につきましては、本日上程させていただいています一般職、特別職の給与、又は議員報酬より費用弁償等に関する条例の一部改正の一部改正をする条例案による増額補正でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、主なものを説明をさせていただきます。款2の総務費、項1の総務管

理費では、12億9,770万7,000円の減額をお願いしてございます。役場庁舎整備事業の施工監理業務委託で477万7,000円。庁舎建設工事では、13億138万2,000円の減をお願いしてございます。また、ふるさと納税特典事業委託料として、457万1,000円の増額をお願いしました。

款3 民生費、項1の社会福祉費では、453万1,000円の増です。後期高齢者医療給付費負担金、あるいは介護保険特別会計への操出金。増額をお願いしてございます。項2 児童福祉費では67万8,000円の増です。2段目のやまゆり保育園の臨時職員の賃金としまして、110万円。こちらは加配保育士の臨時職員賃金に充てるものでございます。

款4 衛生費、項2 清掃費では、7,040万1,000円の増額でございます。新クリーンセンター関連としまして、面替区地域振興基金への積立金として、7,000万円の計上でございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費でございます。1,116万3,000円の増額で、国庫補助金を利用しました担い手確保・経営強化支援事業補助金で1,038万7,000円の増額です。こちらはパイプハウス散水施設等に対する補助金となっております。項3 農地費では、414万5,000円の増額です。こちらも追加割当がありました抜井地区の用排水路事業としまして、調査設計委託事業で43万2,000円、用排水路改良工事で345万6,000円の増でございます。

款8 土木費、項2 道路橋梁費では9,728万円の増で、こちらは都市再生整備計画事業の道路整備としまして、児玉荒町線、小田井雪窓線、南浦3号線の事業費としてお願いしてございます。

3ページをお願いいたします。2段目、項4 都市計画費では2,566万5,000円の増でございます。県営住宅用地の利活用調査業務としまして、663万2,000円。公園施設整備工事としまして、1,981万8,000円でございます。このうち、都市再生整備計画事業としまして、龍神の杜公園の園路の弾性舗装の工事費も含まれているものでございます。項5 住宅費、586万7,000円の増です。町営住宅の修繕工事としまして、505万7,000円の増額です。こちらは厚生住宅取り壊し工事費、あるいは町営住宅の修繕工事を行うものでございます。

款10 教育費、項1 教育総務費、129万9,000円の増でございます。

こちらは人件費のほか、小諸商業高校110周年補助金としまして、10万円をお願いしてございます。項2 小学校費、項3 中学校費、こちらそれぞれ入札差金として減額のほか、要準要保護児童援助費、あるいは要準要保護生徒援助費、こちらの増額をお願いしてございます。

款11 災害復旧費、項1 農林水産業施設災害復旧費、129万6,000円でございます。塩野の窪尻地区の本復旧費、御代田の坪ノ内地区の仮復旧費の計上させていただきます。

款12 公債費では340万円の減額でございまして、こちら町債の償還利子でございまして、本年度実施しました繰上償還と、前年度借入額確定によります償還利子の減額でございます。歳出合計は10億8,100万円の減となっております。

予算書の6ページにお戻りいただきたいと思っております。こちら、第2表 債務負担行為補正でございます。変更としまして、事項 御代田町新庁舎建設工事施工監理業務でございます。補正前の限度額としまして、1,041万8,000円を予定してございますが、こちら1,519万6,000円に増額をお願いするものです。

あわせまして、御代田町新庁舎建設工事でございます。補正前は限度額6億5,750万円でございますでしたが、18億8,480万円の限度額の補正をお願いしてございます。こちら、庁舎建設工事契約に伴いまして、本年度事業費が減額となりまして、来年度事業費が増となるため、補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございます。はじめに変更としまして、起債の目的は公共事業等債、こちらにつきましては、都市再生整備計画事業に充てる町債でございます。限度額1億8,920万円から補正後の額2億670万円とするものでございます。増額1,750万円をお願いしているものです。

続いて廃止でございますが、一般単独事業債、こちらにつきましては、役場庁舎整備に充てる町債でございます。補正前、限度額7億1,620万円につきまして、全額減額をするため、廃止するものでございます。

説明は以上になります。よろしくご審議をいただくよう、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

(12番 市村千恵子君 登壇)

○12番(市村千恵子君) 議席番号12番 市村千恵子です。

2点お聞きいたします。まず、補正予算書の24ページですけれども、款6 農林水産費で、目3の農業振興費の中にあります説明欄でいくと、担い手確保・経営強化支援事業補助金というのが計上されています。これは、どういう内容のものなのか、それと、この補助金というものは単年度のものなのか。その点について、お願いしたいと思います。

もう1点ですが、26ページになります。款8 土木費、それから目3の都市再生整備計画事業費ということなのですが、町長の招集あいさつにもありまして、今、企財課長の説明もあったわけですが、国の方から8,180万ほどの社会資本整備補助金が交付されたということで、3路線ですか。やるということだったのですが、具体的にその内容について、都市再生整備計画の事業の内容について、ご説明をお願いします。

○議長(古越 弘君) 平林産業経済課長。

(産業経済課長 平林正枝君 登壇)

○産業経済課長(平林正枝君) それでは、1つ目のご質問について、お答えいたします。

補正予算書24ページ、款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費の担い手確保・経営強化支援事業補助金、1,038万7,000円の内容について、ご説明いたします。

この担い手確保・経営強化支援事業補助金は、平成28年度の国の補正予算により、農林水産省の補助事業として実施される事業で、内容としましては、意欲ある農業者に対し、経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援する事業でございます。

具体的には、売上高の拡大や経営コスト縮減などの目標を掲げ、農業経営の発展に意欲的に取り組むために、自ら融資を活用し、機械等を購入した場合が補助対象ということになります。補助率は事業費から融資金額を差し引いた額、又は事業費の2分の1のどちらか少ないほうの額となりまして、上限額が個人の場合は1,500万円、法人の場合が3,000万円という制度になっております。また、助成の対象者ですが、認定農業者、認定新規就農者、それから集落営農組織のいずれかが対

象者ということになります。

今回の補正予算では、町内の認定農業者である一法人、そちらが主力生産品目であるレタスの育苗用のハウスと契約栽培をしているパクチーの栽培用ハウスの整備を計画しております。増産及び品質の安定化ですとか、播種機の導入による効率化、また灌水施設の導入による品質の向上を目指すために、補助事業を活用するものでございます。

9月に県の方から要望調査ございまして、11月7日付で、県より補助金の配分通知がありましたので、今回、補正予算を計上させていただきました。

なお、本事業は国庫補助10分の10の県経由の事業でございますので、町の負担はございません。

また、単年度の補助金かとのご質問についてですけれども、本事業は先ほど申し上げたとおり、平成28年度、国の補正予算において対応する事業になりますので、単年度の事業になりますが、来年度以降も同様の補助事業がある場合につきましては、県の方から各市町等に要望調査がございますので、助成対象者に該当する町内で意欲的な農業経営をしている個人ですとか法人から、事業の要望があれば、今後も積極的にこの補助金を活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） ではお答えいたします。26ページの土木費についてですが、現予算では、新庁舎北側に位置する南浦3号線の用地や補償物件等の調査費、それと御代田中央記念病院前の道路との交差点から、上ノ林霊園までの上ノ林児玉線の用地補償費、魚富から御代田中学校南側までの上小田井雪窓線の190メートル区間の工事費、杉の子幼稚園からフラワーメイトに向かう児玉荒町線の120メートル区間の工事費の4路線を実施しているところでございます。

国会の平成28年度の第2次補正予算の成立によりまして、追加内示額の確定に伴うところの都市再生整備計画事業について、効果的緊急路線の事業進捗を更に押し進めるべく、今回補正予算を計上させていただきました。

財源の社会資本整備総合交付金8,180万円の内容についてですが、道路事業のみの補正前の予算額4,330万円に対しまして、今回8,180万円追加する

ことで、補正後は1億2,510万円の交付金額となり、道路事業全体での65%分の追加をすることになります。道路事業費ベース全体の2億4,600万9,000円に対して、約50%の交付金が充当されることになります。

これによりまして、上小田井雪窓線と児玉荒町線については、実施年度はまたがりますが、全線完了となり、南浦3号線については、平成29年度から本格的に道路の改築工事に着手できるという見込みであります。

事業内容について、もう少し細かくいきますと、測量調査設計委託料、これにつきましては児玉荒町線の用地測量と物件調査、道路改良工事につきましては、上小田井雪窓線の追加分、そして、延長160メートルの工事。児玉荒町線の追加分として、120メートルの工事、用地購入費といたしましては南浦3号線、こちらにつきましては私有地4件。購入面積1,420平米。補償料につきましては、南浦3号線の工作物移転補償1件、立竹木補償2件、それと電柱移転等でございます。上小田井雪窓線につきましては、宅内の上下水道、都市ガスの引き込み管の移設。電柱移設等になります。

以上です。

○議長（古越 弘） 市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 今、これで社会資本整備交付金が交付されたという中で、事業費に対してはどのくらいの割合になったのかというのをお聞きしようと思ったのですが、今、課長の方から答弁いただいて、道路整備事業においては、これで5割の補助金がきたということで、理解でよろしいでしょうか。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） すみません。5割というのは、事業費ベースに対しての補助金が、いわゆる補助金が半分、約半分を譲渡できるということが見込めたということでございます。以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

野元三夫議員。

(6 番 野元三夫君 登壇)

○ 6 番 (野元三夫君) 議席番号 6 番 野元三夫です。

2 点、お伺いたします。この資料番号 1 番の歳出の 2 ページをご覧くださいののですが、まず 1 点目が、庁舎建設工事費が 1 3 億 1, 0 0 0 万円減額。町長あいさつでも企財課長のお話でも説明されたので、もう少し詳しくしていただきたいと思ひます。

というのは、多分、建設工事予定の期間が変更になったということだと理解はできたのですが、その辺を詳しく説明していただきたいのと、それから、今現在での工事予定、施工予定をお願いいたします。

それから、2 点目としまして、その下にふるさと納税特典委託料が 4 5 7 万円増額ということでされていますが、増額理由をご説明、その 2 点をお願いいたします。

○ 議長 (古越 弘君) 尾台総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○ 総務課長 (尾台清注君) 庁舎建設工事費の関係ですが、庁舎建設工事費 1 3 億 1 0 0 万円減額となっております。これにつきましては、今、野元議員のお話のとおり、工期の関係もだいぶ影響してございます。当初予算の積算につきましては、実施設計完了を平成 2 8 年の 3 月末としておりました。そこで、庁舎建設工事費本体、電気、機械設備、外構、特殊基礎工事を、平成 2 8 年 4 月から平成 2 9 年の 7 月までの 1 6 月の工期で計画してございましたけれども、建設資材や人件費の高騰を背景に、実施設計の積算の精査が必要となりました。

また、構造計算適性検査、適正判定というものが、精度上、二重チェックとして必要となってきたために、民間の事業者に判定をしてもらう必要が生じたものですから、このため、実施設計の完了が平成 2 8 年 9 月 1 0 日となりました。当初、2 8 年 3 月を予定しておりましたので、そのこのところで 6 カ月、遅れてきたということになります。

そのため、入札から着工までの業務についても、当初の予定から遅れてまいりまして、工事の契約期間が平成 2 8 年の 1 0 月 2 2 日から平成 3 0 年の 3 月 2 5 日までと、これは一応 1 7 カ月としてございますが、実際は 2 8 年 1 1 月 2 2 日から平成 3 0 年 3 月 2 5 日の 1 6 月、同じでございますけれども、となります。

このような中で、契約において、平成28年度の支払限度額が、4億7,385万円でございます。平成29年度の支払限度額につきましては、16億3,215万円でございます。これにあわせまして、当初予算に計上した工事費と平成28年度必要分との差額分を減額するものでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、当初予算の積算につきましては、今、話をさせていただいたとおり、28年4月から29年7月の16月、先ほど申し上げましたけれども、そういう中で平成28年度は12月なので、12月分ですので、16分の12でございます。これを庁舎の建設工事費本体、電気工事設備、外構にかかりますと、本年の当初計上金額が17億8,200余ということになります。そこから、先ほどの必要の支払限度額等を引きますと、今回の減額補正をさせていただいております13億100万円の減額ということとなります。よろしくお願いたします。

それと、工事の状況ですけれども、先日、安全祈願祭をさせていただきました。まだまだ工事、今日ぐらいから、現場事務所を建て始めておりますので、現実的な工事はまだ全然始まっていないのですが、これから基礎の関係の工事に入りまして、またその都度、ご報告をさせていただきたいとは思っておりますけれども、現段階で1週間ずつの毎週木曜日に、建設に向けての打ち合わせ会を実施してございます。昨日も行いましたけれども、現段階でのものについてはそういう形で、また、もう少し全員協議会までに、一連のスケジュールも提示できるかなと思いますので、本日のところはこの答えでご容赦願いたいと思います。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 私の方からは、ふるさと納税特典委託料の増額について、お答えをさせていただきます。ふるさと納税の特典委託料につきましては、ふるさと納税寄付額の12%の委託料。あるいは、返礼品にかかる代金と、その送料等が支出をされてございます。今回、12月の補正におきまして、ふるさと納税の10月末までの納入実績、あるいは昨年の11月から3月までの納入実績を勘案する中で、予算額に対しまして、28年度の収入増が見込まれるものですから、あわせて、歳出のふるさと納税特典委託料の増額をお願いしたものでございます。以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

(6 番 野元三夫君 登壇)

○ 6 番 (野元三夫君) 今のふるさと納税に関して、再質問したいと思うのですが、特典委託料が 12% ぐらいというお話だったのですが、返礼品の数を増やすのかどうか。増やすとしたら、どのような返礼品を考えられているのかというのが 1 点目。

それから昨年実績、あるいは今年度途中でもいいですが、町に入る税金と、それから御代田町民がよその市町村に出してくるふるさと納税。その差はどのようになっているのかというのが 2 点目。

それからあと、ふるさと納税特典委託料 12% といわれた、これはいいかな。実質、実際に入ってくる税金の何パーセントぐらいにこの特典委託料というのを使っているかという、その 3 点を詳しくお願いします。

○ 議長 (古越 弘君) 荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○ 企画財政課長 (荻原春樹君) それでは、お答えをさせていただきます。まず 1 点目、ふるさと納税の返礼品の関係でございます。こちらの返礼品につきましては、平成 27 年度の状況ですが、6 企業等から 11 品目が当初ございました。本年度、既存事業等から 2 品目を、また、新規 3 企業等としまして、やまゆり共同作業所等から 5 品目について、新規登録をいただいたところでございます。

担当の方では、このほかにも町内の時計ですとか、ゴルフプレー券、こういったものの返礼品登録ができないかということで、それぞれ企業等々、調整をしてきたところでありますが、今のところ実現できないといった状況でございます。

今後におきましても、町内で栽培あるいは製造、販売がされていまして、地元企業の販売促進ですとか、活性化が図れるようなものについて、ぜひ応募いただくようなことで、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、町に入る税金と町から出て行く税金の差はどのようになっているのかということでございます。28 年につきましては、今後、確定申告等の結果を待たないと、数字が出ないような状況ですので、昨年、27 年の実績について、ご説明します。

町外者からふるさと納税をいただいた額につきましては、2,412 万円であります。反対に御代田町民が町外市町村へふるさと納税をした額につきましては、767 万 2,000 円ほどになっております。その差額については、1,644 万

8, 000円ほどになるわけであります。

このうち、町内の方が町外でふるさと納税をしました767万2,000円のうち、御代田の町税となります町民税の控除額であります。305万円ほどになっていると、こういった状況でございます。

それと、ふるさと納税の特典委託料、先ほども若干説明をさせていただきましたが、納税の何パーセントを占めているかということであります。先ほど申し上げましたとおり、ふるさと納税寄付額の12%が、まず委託料としてお支払いをしています。また、返礼品にかかる代金とその送料等が、プラスして支出させていただいております。

返礼品の金額につきましては、おおむね寄付額の40%以内ということで、設定をさせていただいております。12%と40%以内というような状況がございますので、五十数パーセント程度が経費で委託事業者の方に支払いをするようなこととなります。本年につきましては、寄付額4,693万円の予算に対しまして、約2,270万円程度、こちらが実質寄付いただいてプラスになった額となるであろうというふうに見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 今の1点目の再質問のところで、やまゆり共同作業所の商品が返礼品になったということは、大変いいことだなと思います。

以上で終わりにします。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

五味高明議員。

（3番 五味高明君 登壇）

○3番（五味高明君） 議席番号3番 五味高明です。

1点お伺いします。資料番号1番の3ページ、それと予算書ですと、27ページですね。予算ページの一番上から2段目のところで、都市計画費ということで県営住宅用地利活用調査業務ということで600万ほど、663万2,000円ですね。これ、充てられていますけれども。これは平和台団地の現在建っている県営住宅の北側の土地でよいかと思うのですが。

それで、この予算書の27ページのところで、これの財源なのですが、一般財源を引き当てているのですが、どんな。県の土地だと思いののですが、利用調査業務となっているのですが、どんな調査をするのか。その1点を教えていただきたいです。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。27ページの土木費、都市計画総務一般経費でございますが、県営住宅用地利活用調査業務663万2,000円増の内容といたしまして、今回の補正では、人口減少社会の進展の中、全国的に取り組みが始まりました地方創生を受け、移住・定住の促進を図ることを目的として、その受け皿となる新たな住宅用地の確保等について、検討を進めているということは既に6月議会の一般質問でもお示ししましたが、町で検討している住宅用地のうちの地区として、県営住宅平和台団地、用地内で住宅建設がなされないまま、未利用地となっている約8,700平方メートルの部分や、平和台児童館付近の低・未利用地域について、移住・定住対策として、取得や活用方法の可能性を調査し、効果的事業を立案したく、今回、業務委託費として計上させていただきました。

町としては、長期振興計画に掲げる2万人都市構想の実現に向け、移住・定住への取り組みを進めていく方針でございます。その中でも、今回検討する地区は、住宅用地として非常に魅力的であり、さまざまな可能性を持つ地区であるというふうに捉えております。定住人口の増加は町の活力に直結するものであり、今回の検討が町にとってよい形となるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

（3番 五味高明君 登壇）

○3番（五味高明君） 今のご説明ですと、今、町としてあそこの利用を考えて、その調査をしてこんなふうに使いたいということを県の方に申し入れて、払い下げてもらうなり、お金を取られるか分からないのですが、そういったことを検討しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） そのとおりでございます。よろしく願いいたします。

また地元の議員さんなので、ご協力の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番（五味高明君） こちらこそお願ひするところでありますから、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） 13番 池田健一郎です。

議案書の27ページ。一番下の段に、公園管理経費というところで、これは1,900万ほど計上されていますが、15001と次のページの15002、同じ項目でまず載っています。この辺の公園の施設整備というのは、具体的にどのような仕事をされるのか、計画しているのか、説明をお願いします。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。27ページ、28ページの公園管理経費でございますが、本年度当初の第2期都市再生整備計画事業におきましては、上小田井雪窓線などの9路線の道路事業と、龍神の杜公園園路整備事業、東原児童館整備事業の11事業を、国土交通省に要望しましたが、交付金内示額が30%という結果に終わって、この交付率では、当町だけではなく、全県下で要望額を下回っているという状況でございました。

要望額に対する内示額が、26年度が55%、27年度においては35%ということで、28年度の都市再生整備計画事業について再考した結果、当初、龍神の杜公園の園路整備事業は、来年度以降に送るというふうに考えておりました。今般の国会の第2次補正予算成立によりまして、追加内示額の確定に伴う都市再生整備計画事業について、効果的緊急箇所の事業進捗を進めるべく、龍神の杜公園園路整備事業についても、計上させていただいたところでございます。

それと、雪窓公園に設置されている複合遊具につきましては、ロープを使った一方ブランコの劣化損傷が著しく、危険度判定もCということで、使用者がけがをする恐れが高いと認められたため、これも今般、ブランコの撤去工事と同じ場所で、うんていを設置する工事をお願いするという内容でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） 課長の事前の説明は、我々委員会が違うので、いろいろ説明いただいてもよく分からないのです。具体的にどこどこをやるから、これだけのお金がかかるのだよというふうなことの説明をお願いします。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えします。では、予算書の方で見ていただきまして、27ページの15001、公園施設整備工事費1,900万8,000円。こちらが龍神の杜公園の園路整備関係でございます。それと15002の公園施設整備工事、81万。こちらが雪窓公園のブランコ撤去と、うんていの設置の工事でございます。以上です。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） いずれにしても子どもたちが使う用具でありますし、事故のないように対応をお願いします。終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 2番 井田理恵です。

前の議員と質問がダブるのですが、そこで補足的な説明を私が聞きたかったことを質問させていただきます。

3点ほどあります。補正予算書の24ページの歳出。項1 農業費、県の補助金の担い手確保・経営強化支援事業補助金について。内容確認を今、いたしました。その中で、パイプハウスということがありましたが、レタスの育苗ということで。それについて。まずそれは、いろいろな補助金を申請される意欲のある方が、個人的にしたということだと思っておりますが、それに対して、たとえば申請の方法とか、そういうことについて、今回はこの例は多分非常にうまくいっていると思っておりますが、今後こういうことが。

これについて、まずパイプ、ほかのパイプハウスなど、二次的に派生する産業、

そのパイプはやはりあれですかね、材料とか製造については、やはり町内の業者とか、そういったプラスの部分とかがあるのか。ものによってはそういうことを聞くのですが。

それと、もしこういったことに対して、その個人の方は、ご自身で申請書をパーフェクトにつくられたのか。もしそういうことの申請がありましたら、そういうことにつきまして、アドバイスをする機関とか、そういった体制があるのか。まずそれが1点です。

それから、続いて今の五味議員が質問をされた27ページの4の都市計画費の県営住宅の利活用の調査業務についてお聞きします。内容を調査ということなのですが、利活用ということで、一般財源も600万弱使って、予算を考えておられるということで、どのような調査をされる予定なのか。調査で終わらない調査の内容について、町としての考えをお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、歳出で予算書の23ページの衛生費、掃除費、款の衛生費の中で、先ほどの条例にもありましたけれども、面替地区の地域振興基金積立金、7,000万円。こちらは、こちらの方に基金として予定されておりますけれども、歳出ということで、こちら確認なのですけれども、歳入についてはないので、歳出ということですので、町単独ということの予定なのか。お聞きしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） 24ページの担い手確保・経営強化支援強化補助金ですが、先ほども答弁申し上げましたとおり、こちらの補助金は、本年度の国の補正予算において、農水省の補助事業として実施する事業ですが、そもそもこの補助金をやる目的としましては、人・農地プランというプランがしっかり御代田町によって策定されていることが条件になりまして、そのプランに基づいて、今後、しっかり意欲ある農業者が経営発展に必要な農業用機械等を導入したいという目的があるものに対して補助をするという、そういう制度になっていまして。

今回、法人の名前は申し上げられませんが、1つの法人から、個別形態の調書ということで、どういう事業をやりたいという具体的な申請書の方を私どもは受け取っています。内容もしっかり精査させていただき、また国の補助事業でもありますので、県の地方事務所とも内容を確認させていただいた上で、この事業を活用する

のにふさわしい企業だということで、今回、交付決定になった事業でございます。

この事業をやはり実施するにあたりましては、助成対象者は事業の活用により、期待される成果目標というものが明確に立てなければいけないということになっていきます。本事業が売上高の10%以上の拡大、又は経営コストの10%以上の縮減。このいずれかの成果目標を必ず立てなければならないということになっておりまして。

今回の実施主体は、現状、平成27年度に対して、3年後、平成30年度までには、売上高で10%、経営面積で41%の増を成果目標としまして、自ら立てた目標に対する達成状況ですとか、根拠資料に基づく事業成果を、必ず市、町、それから県に対して報告をしなければならないということになっています。

質問の中で、パイプハウスを建てるにあたって、町内の企業から資材を求めるのかというご質問があったかと思えますけれども、そこまで厳格に町内企業で資材提供を受けるとか、そういうことは決まりはありませんが、やはり人・農地プランに基づく形態の支援事業になりますので、そういった観点も踏まえながら、町としても町全体の農業振興のこれからの発展に向けて、やはり町の農業が力強く持続可能な農業構造となるように、私どもとしても支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） そういったこともありますけれども、では、本当におさらい程度でお願いしたいと思います。先ほどと同じような話にもなりますけれども、場所は県営住宅のまだ住宅が建てられていない、空地とっていいのかどうか分かりませんが、8,700平方メートルの部分、それと、平和台児童館付近の荒れている土地ですので、取り壊しということも視野にありますので、その後も活用方法、移住・定住対策として、どのように用地を取得していくのか、どのように利用していくのかという、その可能性を見出すために、立案計画をするという調査業務になります。

ずばり住宅分譲をにらみ、一区画300平方メートル以上は確保していきたいなというような、今まだ不確定ではございますけれども、そのような考えでおります。

区画割、図面等もある程度の概略設計のようなものもしますが、区画割とか基本

スキーム、それと事業費がどの程度になるのか、それと県や、今、民有地として私有地として、持つておられる所有者さんへの交渉の資料づくりということでも、決して無駄にはならない業務でございますので、そんな中で、実施工程なども決めていければなというふうに今、考えているところでございます。以上です。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原浩君 登壇）

○町民課長（荻原浩君） それでは、最後のご質問にお答えしたいと思います

11月21日開催の全協で、細かくご説明したとおりでございます。今、1市3町の首長会議の中で協議中、継続というような、ちょっとデリケートな時期でございますので、この場では具体的には自治体名ですとか、そういったことの発言は控えさせていただきます。

歳入につきましては、別途協議しているところで、基金条例のところの説明いたしましたとおり、町と面替区の信頼関係の構築のためには、基金の設置はこの辺、事業が具体化してきている時期でございますので、基金の方の設置はこの時期にぜひともお願いしまして、歳入の方につきましては、結論が出次第、また上程していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） まず1点目の担い手不足につきまして、お答えいただきました。

そういったことで、今、課長からもそういうお話がありましたけれども、やはり対象事業者が売上成果目標はもちろんあると思います。それを支える、それをつくる構造物や、そういったものというものづくりや、そういう二次的な産業が必ずあるはずで、そういったものができれば、町内でまかなえるようなことになれば、リンクしていろいろなところに、いわゆる果実がもたらされるのではないかと思います。ご一考いただければといった、そのニュアンスのお返事をいただきましたので、よろしくお願したいと思います。

それから、2番目の県営住宅のことでは、小井土哲雄議員の一般質問に、非常に期待させていただきたいと思います。

それから衛生費の、ごめんなさい、最後の項でございますけれども、説明はいただきました。そういうことで、ただ、歳出の部分だけでしたので、歳入の期待感と、

それからその辺のバランスの、内容は結構ですけれども、その数字がしっかりと入っておいりましたので、その辺の確認をしたいと思います。

終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第22 議案第100号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について――

○議長（古越 弘君） 日程第22 議案第100号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書127ページをお開きください。

議案第100号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして、別冊のとおり提出をいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,472万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億423万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。

款1 項1 国民健康保険税、補正額でございますが、1,319万2,000

円の増額でございます。一般被保険者国民健康保険税は、調定額徴収率の増によりまして、増加となっております。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金でございますが、対象となる療養給付費の増によりまして、320万円の増額でございます。項2 国庫補助金でございますが、こちらも対象となる療養給付費の増によりまして、70万円の増額でございます。

款4 県支出金、項2 県補助金。普通調整交付金でございますが、県の試算によりまして、368万6,000円の減額でございます。

款5 項1 療養給付費交付金でございます。平成28年度変更交付決定によりまして、1,268万2,000円の増額でございます。

款6 項1 前期高齢者交付金でございますが、平成28年度の金額確定によりまして、5,922万5,000円の増額でございます。

款7 項1 共同事業交付金でございますが、対象となる医療費が当初の見込みより低いことによる歳入見込の減によりまして、3,838万8,000円の減額でございます。

款9 繰入金、項1 他会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、申請算定額の減によりまして、219万8,000円の減額でございます。

歳入合計でございますが、補正額4,472万8,000円の増額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費でございますが、下半期の療養給付費の伸びを見越しまして、2,243万9,000円の増額でございます。項2 高額療養費でございますが、こちらも伸びを見込みまして、1,470万8,000円の増額でございます。

款3 項1 後期高齢者支援金でございますが、平成28年度後期高齢者支援金額確定によりまして1,000万9,000円の減額でございます。

款6 項1 介護納付金でございますが、平成28年度介護納付金額確定によりまして、137万円の減額でございます。

款7 項1 共同事業拠出金でございますが、666万1,000円の増額でございます。高額医療費共同事業拠出金でございますが、こちらは国保連合会が誤って試算をした不足分の増額でございます。

款 8 項 1 保健事業費でございますが、保健事業に携わる保健師、管理栄養士、2名分の人勧差額分としまして、10万2,000円の増額でございます。

款 11 項 1 予備費でございますが、1,219万6,000円の増額で、予備費で調整をしております。

歳出合計でございますが、補正額4,472万7,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。
す。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第101号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案について―――

日程第23 議案第101号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 128ページをお開きください。

議案第101号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして、別冊のとおり提出をいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,281万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,453万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金でございますが、配食サービス利用者の増によりまして、補正額173万9,000円の増額でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金でございますが、486万9,000円の増額でございます。当初、介護給付費が下がっていたため、低めでの設定でございましたが、上半期の実績で、施設介護サービス費の増加によるためのものがございます。項2 国庫補助金でございますが、調整交付金でございますが、交付割合が減となったため、212万7,000円の減額でございます。

款5 項1 支払基金交付金でございますが、介護給付費の増に伴いまして、886万9,000円の増額でございます。

款6 県支出金 項1 県負担金でございますが、介護給付費の増に伴いまして、542万5,000円の増額でございます。

款8 繰入金 項1 他会計繰入金でございますが、こちらも介護給付費の増に伴いまして、404万3,000円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額2,281万8,000円の減額でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1 項1 総務費でございますが、8万3,000円の増額で、介護保険制度改正のため、第7期介護保険計画策定等に向けた説明会への旅費でございます。

款2 項1 保険給付費でございますが、3,167万6,000円の増額でございます。施設介護サービス給付費の伸びと、介護予防サービス給付費、こちらは主に通所リハビリと福祉用具の貸与等でございますが、こちらが伸びているためでございます。

款3 地域支援事業費 項2 包括的支援事業・任意事業費でございますが、684万3,000円の増額で、こちら地域包括支援センター運営費としまして、人事異動に伴う職員給与の差額分と、配食サービス利用者の増による委託料の増加でございます。項3 介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、422万5,000円の増額で、こちらも配食サービス利用者の増加と、訪問型、通所型サービスの現行相当のサービスとサービスAの増加によるものがございます。

款 8 項 1 予備費でございますが、2,000万9,000円の減額で、予備費での調整でございます。

歳出合計でございますが、補正額2,281万8,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第24 議案第102号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案について――

日程第23 議案第102号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、129ページをお願いいたします。

議案第102号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして、別冊のとおり提出いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ510万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,769万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款 1 項 1 後期高齢者医療保険料でございます。本算定によりまして、5 1 9 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。負担金でございますが、配食サービス利用者の増によりまして、補正額 1 7 3 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定負担金確定に伴いまして、7 4 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。

款 4 項 1 繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴いまして、5 7 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。

款 5 諸収入 項 3 雑入でございますが、個別健康診査受診者増に伴いまして、8 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額 5 1 0 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 2 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本算定によりまして、4 4 4 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。

款 3 保健事業費 項 1 健診事業費でございます。個別健康診査受診者の増に伴いまして、8 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

款 5 項 1 予備費でございますが、5 7 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。予備費での調整でございます。

歳出合計でございますが、補正額 5 1 0 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

○議長（古越 弘君） 日程第25 議案第103号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書130ページをご覧ください。議案第103号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,603万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款5 繰越金、項1 繰越金。補正額が289万3,000円の増額をお願いするもので、前年度繰越金額の確定に伴う増額でございます。

款7 町債、項1 町債。補正額120万円の減額ということで、管路工事費の増による平成28年起債申請分から資本費平準化債の算出方法が変更になったことによる減、それと管路施設工事の増による380万円、あわせて120万円の減額ということになります。

歳入合計は169万3,000円の増額となりまして、7億4,603万円となります。

次の3ページをご覧ください。歳出でございます。

款1 土木費、項1 都市計画費。補正額65万8,000円の増額をお願いするものでございます。主なものとして、消費税額の確定と新築住宅の増加に伴う管路施設工事箇所を増によるものでございます。

款2 公債費、項1 公債費でございますが、平成27年度借入分の利子償還額

の確定に伴う減額で、17万円をお願いするものでございます。

款3 予備費、項1 予備費でございますが、調整額といたしまして、120万5,000円の増額をお願いするものでございます。

歳出合計の補正額が169万3,000円の増額、全体で7億4,603万円でございます。

次の4ページをご覧ください。第2表 地方債補正でございます。変更いたします。

起債の目的は、公共下水道事業、こちらにつきまして、補正前の限度額を4,530万円から380万円を増額いたしまして、もう1つの起債の目的でございますが、資本費平準化、こちらの補正前の限度額を1億4,500万円に500万円を減額するということで、補正後の限度額を公共下水道事業は4,910万円、資本費平準化の方は1億4,000万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

したがって、補正前の合計限度額に1億9,030万円を880万円増額いたしまして、補正前の合計限度額を1億8,910万円とするものでございます。

以上のとおり、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第26 議案第104号 平成28年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第26 議案第104号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） それでは、議案書の131ページをお開きください。

議案第104号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について。
地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。平成28年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 平成28年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、3ページにもございますが、款51 水道事業費用、第1項の営業費用といたしまして、647万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、配水池修繕に伴う本年度分の引当金を今回、600万円設けさせていただいたことと、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。第2項 営業外費用と、第4項 予備費につきましては、増減はございません。

したがいまして、補正額の合計は647万8,000円となりまして、総額1億8,525万円でございます。

その下の第2条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらにつきましても、人事院勧告に伴う人件費といたしまして、科目の職員給与費を47万8,000円増額をお願いするもので、給料が7万2,000円、手当が12万5,000円、法定福利費が28万1,000円で、合計で47万8,000円でございます。総額2,626万8,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっています議案第85号から議案第104号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第27 陳情第16号 最低制限価格の設定に関する陳情について―――

○議長(古越 弘君) 日程第27 陳情第16号 最低制限価格の設定に関する陳情について。お手元に配布してあります陳情付託表のとおり、会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審議を願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

なお、町側にお願いがあります。一般質問通告書一覧表の通告2番、徳吉議員と通告5番、五味議員の質問の順番を入れ替えますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時55分